

## 1DAYレジャー保険(コンビニ手続用)

1DAYレジャー保険(24時間単位型総合生活補償保険)をご契約いただくお客さまへ

## 重要事項のご説明

※セブン-イレブンのマルチコピー機における契約手続完了は、この書面の受領確認を兼ねています。

この書面では、1DAYレジャー保険(24時間単位型総合生活補償保険)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

**契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項

**注意喚起情報** ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

このマークに記載の事項は、「ご契約のしおり(約款)」の第1部に記載されています。ご契約の始期日ごとに、該当する「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

この書面における主な用語については、7ページの **用語のご説明** をご確認ください。

- ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。  
詳細については、ご契約の始期日ごとに、該当する「ご契約のしおり(約款)」等でご確認ください。「ご契約のしおり(約款)」は、「セブン-イレブンで入る保険」サイト(<http://ehokenstore.com/1dayleisure/>)に掲載しています。  
掲載場所詳細は、セブン-イレブン1DAYレジャー保険専用ダイヤルまでお問い合わせください。
- ご契約後、書面の保険証券はお届けしませんのでご注意ください。保険期間や補償内容等のご契約内容はお手続き後、郵送にて送付される通知書(葉書)記載のQRコード(URL)から契約内容照会が可能な「専用ページ」にてご確認いただけます。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- この書面は、「セブン-イレブンで入る保険」サイト(<http://ehokenstore.com/1dayleisure/>)に掲載しています。
- ご不明な点については、セブン-イレブン1DAYレジャー保険専用ダイヤル(7ページ)までお問い合わせください。

## 1 契約締結前におけるご確認事項

## (1) 商品の仕組み

契約概要

この「重要事項のご説明」では、1DAYレジャー保険(24時間単位型総合生活補償保険)について説明しています。この保険は、被保険者が日本国内における事故により、ケガをされた場合や費用を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

ご契約プランおよびセットされる特約は次の①②のとおりです。これらのプラン以外の方法で契約することはできません。

## ①各プランの概要

プラン	ひとりひとり手厚くプラン	みんなまとめて安心プラン	
		みんなまとめて	ゴルフコンペの幹事さん向け
概要	被保険者1名で加入するプランです。	レジャー(行事)の幹事(主催者)が保険契約者となり、同じレジャー(行事)に参加する方2~6名をまとめて契約するプランです。	ゴルフコンペの幹事(主催者)が保険契約者となり、ゴルフコンペ参加者全員(7~99名(注))をまとめて契約するプランです。

(注)プロゴルファーまたはゴルフインストラクター(指導を職業としている方)が参加者に含まれる場合は、その方を除いた人数をいいます。

## ②各プランの補償内容

	基本となる補償・特約（注1）	ひとりひとり手厚くプラン				みんなまとめて安心プラン	
		ゴルフ向け以外（注2）		ゴルフ向け		みんなまとめて	ゴルフコンペの幹事さん向け
		ベーシック	プレミアム	ベーシック	プレミアム		
ケガの補償	傷害死亡保険金支払特約	○	○	○	○	○	×
	傷害入院時一時保険金支払特約	○	○	○	○	○	×
	骨折時一時保険金支払特約	○	○	×	×	○	×
相手への賠償	日常生活賠償（被保険者限定型）特約	○	○	○	○	○	×
	ゴルフ場における賠償責任補償特約	×	×	×	×	×	○
その他の補償	救援者費用等補償特約	○	○	×	×	○	×
ゴルフの補償	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	×	×	○	○	×	×
	コンペにおけるホールインワン・アルバトロス達成祝品贈呈費用特約	×	×	×	×	×	○
	ゴルフ用品補償特約	×	×	×	○	×	×

（注1）すべてのご契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」、「通信販売特約」および「書面省略（変更届出書）特約」がセットされます。また、ゴルフコンペの幹事さん向けの場合は、「準記名式契約特約」がセットされます。

（注2）レジャー全般／スキー・スノボ向け／ハイキング・軽登山向けの3種類

各プランにおける被保険者の範囲は、以下のとおりです。

プラン	ひとりひとり手厚くプラン	みんなまとめて安心プラン	
		みんなまとめて	ゴルフコンペの幹事さん向け
被保険者の範囲	契約手続画面で補償を受けられる方（被保険者）として登録した方（注1）（注2）	契約手続画面で補償を受けられる方（被保険者）として登録した方（注1）（注2）。2～6名まで登録可能です。	保険契約者が参加するゴルフコンペの参加者全員。ただし、プロゴルファーまたはゴルフインストラクター（指導を職業としている方）を除きます。

（注1）始期日時における年齢が満69才以下の方に限ります。

（1度のお申込みで複数回分のご契約をまとめて申し込む場合は、初日の始期日時における年齢をいいます。）

（注2）特約により被保険者の範囲が異なっているものがあります。詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

## （2）システムメンテナンス等

毎週火曜日午前2時～午前5時はシステムメンテナンスを行います。このため、この期間は契約手続きを行うことができません。また、一部マルチコピー機の設置がない店舗があり、その店舗では契約手続きを行うことができません。

## （3）基本となる補償等

### ①基本となる補償（ケガの補償）

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。

詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

※みんなまとめて安心プランの「ゴルフコンペの幹事さん向け」にはケガの補償はありません。また、ひとりひとり手厚くプランの「ゴルフ向け」には骨折時一時保険金の補償はありません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>● 自殺行為によるケガ</li> <li>● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>● 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒</li> <li>● 無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>● 入浴中の溺水(ただし、三井住友海上が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)によって生じた肺炎</li> <li>● ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ</li> <li>● 自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
傷害入院時一時保険金	事故のため入院し、その入院が免責期間(4日)を超えて継続した場合に、傷害入院時一時保険金額の全額をお支払いします。ただし、上記期間には、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は含みません。また、1事故に基づく入院につき1回を限度とします。	
骨折時一時保険金	事故により骨折した場合に、骨折時一時保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限ります。	

## ② 主な特約の概要

### 契約概要

契約時に選択されたプランによって、セットされる特約が変わります。

救護者費用等補償特約	<p>救護対象者(普通保険約款における被保険者)が次のa.～c.のいずれかに該当したことにより、被保険者(注1)が親族(注2)のかけつけ費用等を負担した場合に、社会通念上妥当な部分を、その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>a. 救護対象者が搭乗している航空機・船舶の行方不明または遭難した場合</p> <p>b. 事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>c. 外出中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院した場合(注1)この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救護対象者または救護対象者の親族(注2)をいいます。(注2)6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。</p>
日常生活賠償(被保険者限定型)特約	<p>次の事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いします。</p> <p>a. 被保険者の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>b. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p>

※特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

日常生活賠償(被保険者限定型)特約など、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複することがありますのでご注意ください。詳細は(5)ページの**その他ご留意いただきたいこと**(1)特約の補償重複をご確認ください。

## ③ 保険金額の設定

### 契約概要

- 保険金額の設定にあたっては、次のa. b.にご確認ください。
  - a. 保険金額は、あらかじめ決まっています。お客さまが実際に契約する保険金額については、セブン-イレブンのマルチコピー機、普通保険約款・特約等でご確認ください。
  - b. 保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。なお、傷害死亡保険金額は、保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、同種の危険を補償する他の保険契約等と合計して、1,000万円が上限となります。

## ④ 免責金額

「1DAYレジャー保険」では次の免責金額(自己負担額)が設定されます。

- ゴルフ用品補償特約: 3千円

## ⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期

### 契約概要

### 注意喚起情報

1回分のご契約における保険期間等は次のとおりです。なお、連続して補償が必要な場合は、1度のお申込みで7回分のご契約をまとめてお申込みいただくことができます。ただし、みんなまとめて安心プランの「ゴルフコンペの幹事さん向け」を除きます。

- 保険期間: 24時間
- 補償の開始: 保険証券および契約内容照会が可能な「専用ページ」に表示された日時(始期日時)。なお、補償の開始を保険料払込時刻とする場合は「保険料払込時刻」、補償の開始を保険料払込時刻より後とする場合は「保険契約者が指定する日時(1時間単位)」が補償の開始日時となります。

- 補償の終了:補償の開始時刻から24時間経過後以降の最初の整数時(満期日時)  
※時刻は日本時間表示となります。

#### 【例】保険料の払込を2018年5月1日 10時15分30秒に行った場合

<ケース①> 補償の開始を保険料払込時刻とするとき

<ケース②> 補償の開始を保険料払込時刻より後(2018年5月1日15時00分)とするとき

	ケース①	ケース②
補償の開始時刻	2018年5月1日 10時15分30秒	2018年5月1日 15時00分00秒
補償の終了時刻	2018年5月2日 11時00分00秒	2018年5月2日 15時00分00秒

## (4) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### ① 保険料決定の仕組み

契約概要

保険料は、ご契約プランおよび被保険者の人数等から決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、「セブン-イレブンで入る保険」サイト(<http://ehokenstore.com/1dayleisure/>)でご確認ください。被保険者1名ごとの保険料(ご契約1回分)は下表のとおりです。

ご契約プラン	ひとりひとり手厚くプラン		みんなまとめて安心プラン	
	ベーシック	プレミアム	みんなまとめて	ゴルフコンペの幹事さん向け
保険料	500円	700円	300円	300円

### ② 保険料の払込方法

契約概要

ご契約の保険料は、セブン-イレブンのマルチコピー機より出力される払込票により、セブン-イレブンのレジでお支払いいただきます。保険料のお支払いがないと補償は開始されません。

### ③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料の払込猶予期間はありません。

## (5) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 2 契約締結時におけるご注意事項

### (1) 告知義務(契約手続画面の告知事項入力上の注意事項)

注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として三井住友海上が告知を求めるもので、契約手続画面上で[告知事項]と記載されている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。契約手続画面への入力内容を必ずご確認ください。

【告知事項】同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

### (2) クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)

注意喚起情報

「1DAYレジャー保険」は保険期間が1年を超えるご契約ではないため、ご契約のお申込み後に、申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

### (3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

被保険者の法定相続人以外に変更することはできません。

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

### 3 契約締結後におけるご注意事項

#### (1) 通知義務等

注意喚起情報

通知義務<sup>(注)</sup>はありません。ただし、次の事実が発生する場合には、ご契約を取り消し、新たにご契約いただく必要があります。契約取消手続は補償の開始日時(始期日時)の1時間前までにセブン-イレブン1 DAYレジャー保険専用ダイヤルにご連絡ください。

- ①ご契約の住所を変更するとき。
- ②被保険者を変更するとき。
- ③被保険者の人数を変更するとき。
- ④補償の開始日時(始期日時)を変更するとき。
- ⑤ご契約プランを変更するとき。
- ⑥①から⑤までのほか、契約条件を変更するとき。

(注)通知義務とは、保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険契約締結の際に三井住友海上が交付する書面等において定めたものに関する事実に限ります。)が発生した場合に、遅滞なく、その旨を三井住友海上に通知する義務のことです。

#### (2) 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

補償の開始日時(始期日時)以降に解約した場合、解約返れい金はありません。

ご契約を取り消すときは、補償の開始日時(始期日時)の1時間前までにセブン-イレブン1 DAYレジャー保険専用ダイヤルにご連絡ください。取り消した契約の保険料は、お客さまの銀行口座等に返金します。

#### (3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めることができます。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

 [被保険者による保険契約の解約請求](#)

 [失効について](#)

### その他ご留意いただきたいこと

#### (1) 特約の補償重複 注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(1 DAYレジャー保険以外の保険契約にセットされる特約や三井住友海上以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。<sup>(注)</sup>

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、契約を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

#### <補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	1 DAYレジャー保険の日常生活賠償(被保険者限定型)特約	自動車保険の日常生活賠償特約
②	1 DAYレジャー保険のゴルフ場における賠償責任補償特約	自動車保険の日常生活賠償特約
③	1 DAYレジャー保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ゴルフ保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約
④	1 DAYレジャー保険のコンペにおけるホールインワン・アルバトロス達成祝品贈呈費用特約	他の1 DAYレジャー保険のコンペにおけるホールインワン・アルバトロス達成祝品贈呈費用特約
⑤	1 DAYレジャー保険のゴルフ用品補償特約	ゴルフ保険のゴルフ用品補償特約

## (2) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、三井住友海上との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、三井住友海上と直接契約したものとなります。

## (3) 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、三井住友海上も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

## (4) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、三井住友海上がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、三井住友海上およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①三井住友海上およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

### ○契約等の情報交換について

三井住友海上は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

### ○再保険について

三井住友海上は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

三井住友海上の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

## (5) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 三井住友海上に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に三井住友海上の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## (6) 電話での加入手続について

お電話によるお申込みはできません。セブン-イレブンのマルチコピー機を経由してお申し込みください。

## (7) 事故が起こった場合

事故が起こった時は、三井住友海上事故受付センター(『1DAYレジャー保険』専用)にご連絡ください。賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行うときは、保険金請求書など、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり(約款)」の「保険金の請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 **事故が起こった場合の手続き(三井住友海上へのご連絡等、保険金の請求時にご提出いただく書類)、代理請求人制度**

## お問い合わせ窓口

### 〈ご加入お手続きに関するご照会〉

セブン - イレブン1DAYレジャー保険専用ダイヤル

セブンイレブン みんなではいう1DAYレジャー

**0120-711-381** (無料)

【受付時間】24時間365日

### 〈万一、事故が起こった場合は〉

(『1DAYレジャー保険』専用) 三井住友海上事故受付センター

**0120-365-218** (無料)

【受付時間】24時間365日

### 〈指定紛争解決機関〉 **注意喚起情報**

三井住友海上は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。三井住友海上との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **0570-022-808** [ナビダイヤル (有料)]  
 そんぽ ADR センター 【受付時間】 平日9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

## 用語のご説明

『ご契約のしおり(約款)』にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

 **保険期間、始期日時、満期日時、治療、入院**

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象者等	保険契約者	三井住友海上に保険契約の申込みをされる個人の方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。なお、お申込み時点で満18才以上の方に限ります。
	被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に三井住友海上がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、三井住友海上がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて三井住友海上に払い込むべき金銭をいいます。
その他	危険	傷害、損失または損害等の発生の可能性をいいます。
	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。具体的には24時間単位型総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
	免責期間	支払いの対象とならない期間をいい、保険証券記載の期間または日数をいいます。